

東京造形大学 大学院学則

第1章 総 則

(目的)

- 第 1 条 東京造形大学大学院（以下「本大学院」という。）は、東京造形大学（以下「本学」という。）の建学理念である「造形思想」を継承し、広く総合的な視野を持ち、高い見識に立った教育と研究を、より高度な次元において推進することを目指し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする。
- 2 本大学院における人材の養成に関する目的、その他の教育研究上の目的については、別に定める。

(自己点検及び評価)

- 第 2 条 本大学院は、教育研究水準の向上を図り、大学院の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自己点検及び評価を行う。
- 2 前項の自己点検及び評価の実施等について必要な事項は、別に定める。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

- 第 2 条の 2 本大学院は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るため、研修及び研究を組織的に実施するものとする。
- 2 前項の教育内容等の改善のための組織的な研修等の実施に関して必要な事項は、別に定める。

(研究科)

- 第 3 条 本大学院に、造形研究科を置く。

(課程)

- 第 4 条 本大学院に、修士課程を置く。

(専攻及び学生定員)

- 第 5 条 研究科の専攻及び学生定員は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	入学定員	収容定員
造形研究科	造形専攻	42 名	84 名

(修業年限)

第 6 条 本大学院の修業年限は、2 年とする。

2 学生は、4 年を超えて本大学院に在学することはできない。

第 2 章 職員及び委員会

(職員)

第 7 条 本大学院に、研究科長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員その他必要な職員を置く。

(研究科委員会)

第 8 条 本大学院に、研究科委員会を置く。

2 研究科委員会に関する規程は、別に定める。

第 3 章 授業科目、単位数及び履修方法

(授業科目及び単位数)

第 9 条 造形研究科の授業科目及び単位数は、別表第 1 号のとおりとする。

(履修方法)

第 10 条 学生は、2 年以上在学し、授業科目について 30 単位以上を修得し、かつ、修了研究又は修了制作を提出し、最終試験を受けなければならない。

(他の大学院等での修得単位の認定)

第 11 条 本大学院が教育上有益であると認めるときは、他大学院において本大学院の教育課程に相当する科目・単位を履修することができる。

2 前項の規定は、外国の大学院等との協議に基づき留学する場合に、準用する。

3 前 2 項の規定により履修した授業科目については、研究科委員会の議を経て、本大学院の教育課程に相当する科目に限り、第 13 条による単位と合わせ 10 単位を限度として、本学で修得した単位として認めることができる。

(他の大学院又は研究所における研究指導)

第 12 条 本大学院が教育上有益と認めるときは、研究科委員会の議を経て、学生が本大学院の定めるところにより他の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。

2 前項の規定により、学生が他の大学院又は研究所等において研究指導を受けることのできる期間は、1 年を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第13条 本大学院が教育上有益であると認めるときは、学生が本大学院に入学する前に他大学院において修得した単位等の内、本大学院の授業科目に相当する科目単位を、研究科委員会の議を経て、本大学院の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定により、本学で修得した単位として認めることができる単位数は、第11条による単位と合わせ10単位を限度とする。

第4章 履修認定及び学位授与

(履修の認定)

第14条 履修した授業科目に関する試験は、原則として、每学期末又は年度末に行う。ただし、授業科目の担当者が必要と認めるときは、臨時に行うことができる。

- 2 前項による試験等の成績の評価は、S (90点～100点)、A (80点～89点)、B (70点～79点)、C (60点～69点)、F (59点以下) の5段階に区分し、S・A・B・Cを合格とする。

(学位の授与)

第15条 本大学院に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、修士論文の審査及び最終試験に合格した者に、「修士」(造形)の学位を授与する。

- 2 本大学院においては、修士制作の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。
- 3 学位に関する規程は、別に定める。

第5章 学年度、学期及び休業日

(学年度及び学期)

第16条 学年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

- 2 学年度は、次の2学期に分ける。
前期 4月1日に始まり、9月30日に終る。
後期 10月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

- 3 学長は、前項に定める学期については、事情により、学期の数又は期間を変更することがある。

(休業日)

第17条 学年中の定期休業日は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (2) 日曜日
- (3) 創立記念日（10月20日）
- (4) 春期休業日（3月21日から4月10日まで）
- (5) 夏期休業日（7月11日から8月31日まで）
- (6) 冬期休業日（12月20日から翌年1月10日まで）

2 学長は、前項に定められた休業日のほかに臨時の休業日を設け、又は事情によりこれらの休業日、又は期間を変更することができる。

第6章 入学、欠席、休学、復学、退学及び除籍

（入学、休学及び復学の許可）

第18条 本大学院に入学しようとする者もしくは本大学院の学生で休学又は復学しようとする者は、第22条第1項、第26条第1項、又は第29条の定めるところにより学長に願い出て許可を受けなければならない。

（入学の時期）

第19条 入学の時期は学年度の初めとする。

（入学資格）

第20条 本大学院に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第68条の2第3項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育法における16年の課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同程度の学力があると認めた者で、22歳に達した者
- (6) 本大学院において、大学を卒業した者と同程度の学力があると認めた者

（入学者検定）

第21条 入学者検定は、受験者の人物、学力及び身体について行う。

2 入学者検定を受けようとする者は願書、前条各号の一に該当することの証明書、その他別に定める書類に別表第3号に定める入学検定料を添えて学長に願い出な

なければならない。

- 3 入学者検定については、本条に定めるもののほか別に定める。

(入学の手続き)

第22条 入学の許可を求める者は、前条の入学検定に合格したうえで、別に示す期日までに、第24条に定める保証人と連署の誓約書、その他別に定める書類に第35条に定める入学金、授業料及びその他の学費を添えて提出しなければならない。

- 2 前項に定める入学の手続きをしない者に対しては、入学を許可しない。

(学籍)

第23条 前条第1項に定める入学の手続きをした者は、本大学院の学籍に入れ、学籍簿に登録する。

- 2 前項の定めるところにより本大学院の学籍を有する学生は、この学則その他別に定める規定に基づき、学生の身分に伴う権利を有し義務を負うものとする。

(保証人)

第24条 保証人は2名とし、それぞれの保証する学生が本大学院の学生としての本分を守り、学習研究に努め及び学費の負担に欠けることがないようにするために責任を負うものとする。

- 2 保証人は、その住所及び身上に異動があったときは、すみやかに届け出なければならない。
- 3 学生は、保証人が死亡し又は保証人がその資格を失ったときは、速やかに保証人を定めて届け出なければならない。この場合当該保証人は、元の保証人が死亡し又は保証人の資格を失ったときにさかのぼって、第1項に定める責任を負うものとする。

(欠席)

第25条 学生は、病気その他一身上の理由があり、欠席する期間が1週間以上にわたるときは、医師の診断書等を添え、指導教員に願い出なければならない。

(休学)

第26条 前条に定める欠席の期間が2ヶ月以上にわたる者は、保証人連署のうえ学長に願い出て休学することができる。

- 2 前項の者は、願書に、休学の理由が病気である場合は、医師の診断書を添え、休学の理由が一身上の理由である場合は、保証人の理由書を添えて学長に願い出なければならない。

- 3 前項の理由があっても、後期授業終了後の休学は認めない。
- 4 学長は、学生が病気その他の理由により修学させることが適当でないと認めた場合は、前項に定める休学の願い出をまたず当該学生を休学させることができる。

(休学の期間)

- 第27条 休学の期間は、1年を限度とする。ただし、やむを得ない理由のある場合は前条第2項の手続きを経て引き続き休学し、又は休学させることができる。
- 2 休学の期間は、修学年限内に通算して、2年を超えることはできない。

(休学期間中の授業料の徴収免除)

- 第28条 休学し又は休学を命ぜられた者については、休学の最初の日の属する月の次の月から休学期間の満ちた日の属する月の前の月までの授業料の半額を免除する。

(復学)

- 第29条 休学者は、学年のはじめでなければ復学することができない。また、休学者が復学しようとするときは、復学願いにより学長に願い出てその許可を経て復学することができる。

(退学)

- 第30条 病気その他やむを得ない理由によって退学しようとする者は、保証人連署の退学願書に学生証を添えて学長に願い出て許可を受けなければならない。
- 2 学長は、前項の者につき、その理由を審査し、その結果に基づき研究科委員会の議を経て退学を許可する。
 - 3 退学する学生は、退学した日の属する月までの授業料等を納付しなければならない。

(除籍)

- 第31条 次の各号の一に該当する者は研究科委員会の議を経て除籍することができる。
- (1) 在学期間が所定の年数を超えた者
 - (2) 第27条に定める休学の期間を過ぎても復学について願い出のない者
 - (3) 授業料を滞納し、2ヶ月を経過した者
 - (4) 死亡又は2年以上行方のわからない者
- 2 転学又は退学した学生については、第23条第1項に定める学籍から除くものとする。

(再入学)

第32条 第30条による退学者、第31条による除籍者が、再入学しようとする場合には、学長は研究科委員会の議を経て許可することができる。

2 再入学については、本条に定めるもののほか別に定める。

第7章 科目等履修生、委託学生及び研修員

(科目等履修生)

第33条 本大学院学生以外の者で、科目等履修生として本大学院における一部の科目の履修を希望する者は、教育研究上に支障のない場合及び学生の教育に支障のない場合に限り、研究科委員会の議を経て選考の上、これを許可することができる。

2 科目等履修生の履修した科目について所定の試験を行ない、合格した者に対して所定の単位を与える。

3 科目等履修生については、本学則を準用する。ただし、第6条、第10条、第13条、第15条は除く。

4 科目等履修生の選考料、登録料及び受講料は、別表第5号に掲げるところによる。

5 科目等履修生については、本条に定めるもののほか別に定める。

(委託学生及び研修員)

第34条 学長は、他の大学院から当該大学院の学生の教授研究を本大学院に委託したい旨の申し出があった場合、又は地方公共団体その他からその所属する職員の研修を本大学院に委託したい旨の申し出があった場合は、委託する理由、これらの学生又は職員の学歴その他必要な事項を審査し、その結果に基づき、本大学院の教授研究に支障のない場合に限り、研究科委員会の議を経て委託の申し出に応ずる。

2 委託の手続き、委託料等、その他委託学生又は研修員につき必要な事項は、本条に定めるもののほか別に定める。

第8章 学費

(学費)

第35条 学費は次のとおりとし、納付額は別表第4号に掲げるとおりとする。ただし、2年次再履修学生は、初年度に限り基礎授業料及び施設設備費の半額を免除する。

(1) 入学金

(2) 基礎授業料

(3) 科目授業料

(4) 施設設備費

(納付済の学費の取り扱い)

第36条 前条に定める学費については、納付の後は原則としてこれを返還しない。ただし、入学手続きを完了した者で、所定の期日までに所定の入学辞退手続きを行い認められた場合は、入学金を除く他の納付金を返還する。また、休学の場合は免除された分を返還する。

第9章 教員免許状

(免許状の取得)

第37条 本大学院において、教育職員免許法及び同法施行規則の定める所定の単位を取得した者は、次の教員免許状を取得することができる。

造形研究科 造形専攻	中学校教諭専修免許状	美術
	高等学校教諭専修免許状	美術・工芸

第10章 賞 罰

(表彰)

第38条 性行が善良で、学習研究にすぐれた業績があり、その他とくに本大学院に貢献した学生に対しては、学長は、研究科委員会の議を経て表彰する。

(懲戒処分)

第39条 学生として本大学院の学則命令に違反し又は学生の本分に反する行為があったときは、学長は、研究科委員会の議を経てこれを懲戒する。

- 2 前項の懲戒は退学、停学、訓告とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行うものとする。
 - (1) 性行が不良で改善の見込みのない者
 - (2) 学力が劣等で成業の見込みのない者
 - (3) 正当の理由がないのに出席が常でない者
 - (4) 学内の秩序を乱し、その他学生の本分に反する者
- 4 懲戒処分については、本条に定めるもののほか別に定める。

附則

- 1 この学則は、平成17年4月1日に制定・施行する。
- 2 この学則は、平成19年4月1日から改正施行する。
- 3 この学則は、平成20年4月1日から改正施行する。

- 4 この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から改正施行する。
- 5 この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から改正・施行する。ただし、第 35 条、第 36 条、及び別表第 4 号については、平成 23 年度大学院に在学する者も同年度より適用する。

別表第1号 教育課程表

研究科	専攻	授業科目		必修単位	選択単位	備考
		科目区分	科目名			
造形研究科	造形専攻	造形に関する理論科目	造形学 造形学研究 造形史 造形史研究 造形特講 造形教育研究Ⅰ 造形教育研究Ⅱ		2 2 2 2 4 4 4	選択必修4単位
		造形プロジェクト科目	造形プロジェクトA 造形プロジェクトB 造形プロジェクトC		2 2 2	選択必修4単位
		領域専門科目	デザイン総合研究Ⅰ デザイン総合研究Ⅱ デザイン制作研究Ⅰ デザイン制作研究Ⅱ 美術総合研究Ⅰ 美術総合研究Ⅱ 美術制作研究Ⅰ 美術制作研究Ⅱ		4 6 4 4 4 6 4 4	各研究領域 選択必修18単位

別表第 2 号 教職に関する科目

研究科	専攻	授業科目		必修単位	選択単位	備考
		科目区分	分野 科目名			
造形研究科	造形専攻	教職課程科目	教科又は教職に関する科目			
			造形学		2	
			造形学研究		2	
			造形特講		4	
			造形史		2	
			造形史研究		2	
			造形プロジェクトA		2	
			造形プロジェクトB		2	
			造形プロジェクトC		2	
			デザイン総合研究Ⅰ		4	
			デザイン総合研究Ⅱ		6	
			デザイン制作研究Ⅰ		4	
			デザイン制作研究Ⅱ		4	
			美術総合研究Ⅰ		4	
			美術総合研究Ⅱ		6	
			美術制作研究Ⅰ		4	
			美術制作研究Ⅱ		4	
			造形教育研究Ⅰ		4	
造形教育研究Ⅱ		4				

別表第 3 号

入学検定料	30,000 円 (本学出身者 15,000 円)
-------	------------------------------

別表第4号

項目	学費	備考
入学金 (本学出身者)	200,000円 (免除)	入学時
基礎授業料(年額)	800,000円	各年度
科目授業料(年額)	300,000円	各年度
施設設備費(年額)	350,000円	各年度

注1 入学金は、入学時のみ納付する。ただし、本学出身者は免除する。

注2 科目授業料は、学則に定める修士課程30単位の修得に課すものとし、2年間の均等分割納付を原則とする。履修1単位当たり20,000円とし、30単位を超える履修単位は科目授業料を免除する。

注3 再履修科目の科目授業料は、前記基準に基づき別途納付するものとする。

注4 基礎授業料及び科目授業料並びに施設設備費は、半額ずつ各年度4月20日及び9月30日までに納付する。

注5 ただし、入学年度の学費納付期日については別途定める。

別表第5号

選考料		20,000
登録料		45,000
受講料(1単位)年額	講義	30,000
	実習・演習	60,000

注1 本大学院修了者は登録料が不要である。

注2 受講料は1年間の前納を原則とする。